

## 第6次綾部市総合計画（案）に対する意見の内容と市の考え方

No.	章	項目	提出意見	意見に対する市の考え方
1	全体		第6次総合計画は、綾部市の最上位の長期計画ですか。	まちづくりの指針として最上位の計画に位置付けています。
2	全体		綾部市総合計画について、その下位乃至並列の中長期計画にはどのようなものがありますか。また、第6次総合計画が策定されると、下位計画等に係る事務事業はその執行に影響を受けますか。	関係する下位及び中長期の計画などは、基本計画の各節において、【主な関連個別計画】として列記しています。 また、第6次総合計画は本市のまちづくり全体のビジョンや、まちづくりの分野別の方向性を示す最上位の計画であり、本市の分野別の個別計画等に係る事務事業は、第6次総合計画で示す方向性を踏まえて、推進することになります。
3	全体		綾部市総合計画と下位計画等が一体の計画として運用されている場合、総合計画が策定又は改訂されると下位計画等は直ちに改定等の見直しが行われますか。	下位計画等との整合性を確認しつつ、第6次総合計画の策定作業を行っておりますが、下位計画等に改訂の必要が生じた場合は、次期の改訂作業時に見直しを行います。
4	全体		第6次総合計画が策定後、直ちに下位計画等の見直しに着手し、改訂を行うなど起点を総合計画に合わせるなど計画間の整合性を確保していただきたい。	個別計画の計画期間については、福祉等の法定計画等をはじめ国の制度上定められた期間があることや、国や府の関連計画との整合を図る観点から、計画ごとに設定しており、すべての計画期間を一致させることはできません。総合計画の策定には、2年程度を要することから、下位計画の改訂時期が重複するものが大半であり、整合性を図りつつ策定作業を進めています。
5	全体		第6次総合計画執行に要する事務事業費総額の明示が必要では。	第6次総合計画は、計画期間中の個別の事業をすべて網羅し記載することを目的とする計画ではなく、まちづくり全体のビジョンや、各まちづくり分野の方向性を示す計画です。 個別の事業については、社会情勢の変化等に柔軟に対応する観点からも、本計画の方向性を踏まえ、毎年検討していくこととなります。 第6次総合計画に係る財政資料については、ホームページにて公表する予定です。
6	全体		「財政計画」や「根幹事業計画」等の事務事業運営の基本となる計画は資料として添付していただきたい。	第6次総合計画に係る財政資料については、ホームページにて公表する予定です。
7	全体		税収減によって地方交付税や市税等の減収が生じた場合、市債の発行などによって借金が一層膨らみ計画の執行に支障が生じる懸念があるので、起債等借入の上限（返済金に対する割合を考慮）を設定していただきたい。	地方財政収支の不足額を補てんするための臨時財政対策債の発行については、国の動向に左右されるため、地方債の発行額等を設定することが難しい状況です。しかしご指摘のとおり、後年度の負担を見極め、計画的な地方債の発行に取り組む必要があると考えています。
8	全体		税収減によって地方交付税や市税等の減収が生じた場合、市債の発行などによって借金が一層膨らみ計画の執行に支障が生じる懸念があるので、随時の計画見直しについて記載していただき	地方債の発行については、交付税算入率の高い有利な地方債を有効に活用するなど計画的な発行に努めます。計画には記載していませんが、財政の健全化を維持するため、財政計画については、定期的に見直しを行います。

			たい。	
9	全体		基本目標ごとに目標指標が設定されているが、設定数が少なく到底当該基本目標の達成状況（評価）に資するものとは考えにくい。計画全体の評価を見誤ることのないよう施策ごとに一つ以上の目標値を設定していただきたい。	計画の評価には「定性的評価（＝各施策の進捗状況評価）」「定量的評価（＝目標指標の達成状況評価）」という大きく2つの手法があり、総合計画の評価は、この2つの手法を組み合わせることを想定しています。 まちづくりの分野によっては、目標値の設定が困難な施策もあり、そうした施策に強引に指標を設定することが適切な評価につながるとは考えづらい面もあります。 そのため、前述のように、2つの評価方法を組み合わせ、総合的な視点で計画全体を評価していきます。
10	序論	3 位置的・自然的特徴	「平和と歴史・文化に彩られた市街地」という表現は、歴史・文化は市街地固有のもので農村にはそれがないという偏見がある。	下記の通り赤字部分を修正します。  本市は、京都府の中央北寄りに位置する <b>平和と歴史・文化に彩られた</b> 田園都市です。美しい自然環境や豊かな里山・田園と農村の暮らし、 <b>行政・商業・交通等の都市機能を備えた</b> 市街地、ものづくりを中心とする多様な産業が集積しており、様々な機能や特性がバランスよく備わっています。
11	序論	3 位置的・自然的特徴	「地方小都市ながら様々な機能や特性が」という表現は、地方小都市には様々な機能や特性がないという古い時代の固定観念やそれが謙遜であったとしても“小より大が優れている”という偏見がある。	
12	序論	3 位置的・自然的特徴	高度情報化時代にあって、本社機能を地方に移転させる企業もあり、都市の規模や自然環境によって発展に障壁があるわけではない。人口減少を強調し、人口の高齢化・少子化を隠れ蓑にせず、既成概念や偏見を考え直し、躍動し発展する綾部であることを望む。	本市ではこれまでも様々な先進的な取組を進めてきました。（例：他の多くの自治体に先駆けた「定住サポート総合窓口を設置」等） こうした姿勢は、今後も変えるものではなく、社会情勢や本市の市民ニーズなども含めた幅広い視点で、様々な取組を進めたいと考えています。 一方で、人口減少や少子化・高齢化は本市はもちろん、我が国全体での喫緊の課題となっています。 こうした人口問題は、まちづくりの将来像を描く際だけではなく、介護保険料や医療費等の社会保障費の問題等を考える上でも重要であり、欠かすことのできない視点です。 そのため、本市の人口フレームを踏まえつつ、ご指摘いただいたような「躍動し発展する綾部」の実現に向けて、本計画を推進していきます。
13	序論	3 位置的・自然的特徴	「強い郷土愛や高い文化度、温厚で粘り強い市民性」という表現は、どのような根拠をもとに書かれているのか。特に、「高い文化度」については、比較対象が不明である。誤解や偏見をうみやすいので、例示するなどわかりやすく記述していただきたい。	ご指摘のように、「文化度」については何かと比較して、その高低を判断できるものではないと考えます。ここでは、本市がこれまで進めてきた「日本初の世界連邦都市宣言」や「水源の里」の取組等を根拠に、本市独自の「文化度」の高さを記載しています。
14	序論	3 位置的・自然的特徴	自力による集落の維持が困難になった集落の再生は、ボランティアと集落住民の支え合いによる共助によって成し得るものではない。共助を唱える前に、市の集落再生への施策と予算措置を示	下記の通り赤字部分を修正します。  （本編 P7、4 第5次綾部市総合計画の成果、農村集落の活性化と街なかの再生に追記） <b>水源の里指定集落において、定住促進や集落活性化</b>

			していただきたい。	の取組を支援
15	序論	4 第5次綾部市総合計画の成果	第5次総合計画期間で成果が上がった施策のみを箇条書きでまとめて「住んでよかったと思われるまちづくりを進めることができました。」と記述することは妥当性を欠いているため、客観的な表現に改めていただきたい。	下記の通り赤字部分を修正します。  「第5次綾部市総合計画」の計画期間である、平成23年度から令和2年度までの10年間に於いて、以下の5つの重点的に取り組む課題への対応をはじめとして、各種施策に取り組み、住んでよかったと思われるまちづくりを進めました。
16	平和の章	1 人権尊重社会の実現	同和問題に係る差別に関し、市民の関心は薄れ、できれば関わりを持ちたくないといった逃避願望が強くなった結果、差別意識はますます潜在化している。人権に係る講演会や啓発講座は差別意識をなくすために必要不可欠と思うが、施策の推進によってリーダーを育てても耳を傾ける市民がいなければ状況は一向に変わりません。同和問題等日常生活で差別を受けた人や関係者の申告を受け、第三者がコーディネーターとなって差別の当事者の了解を得てその経緯や心境を語ってもらい地域でともに学習する施策を盛り込んでいただきたい。	市民の人権意識を高めるために従来から研修会、講演会をはじめ内容を工夫しながら様々な機会の提供に努めてきています。ご提言いただいた当事者の声を聴く取組は我が事と捉えていただく効果としては期待できますが、偏見や憶測などによる誤った意識の広がりを招く可能性もあり慎重な対応が求められると考えています。本編及び資料編に記載している各種事業の実施にあたり、人権意識の高揚につながる内容や方法を工夫しながら継続的に取り組みます。
17	平和の章	2 平和の発信と国際交流	綾部市は世界連邦都市宣言の第1号であるが、東京や大阪など大都市では全然知られていない。宣言の背景として先の大戦時の大本教（今の大本）に対する宗教差別（弾圧）があり、綾部市は同和問題が絡んだ明六事件（明治6年）が発生した府下唯一の都市である。国、関係自治体、団体等の協力を得つつ、平和・差別問題の資料展示や啓発活動を行うミュージアム誘致を盛り込んでいただきたい。	平和や人権に関するミュージアム等を誘致又は設置することは世界平和、人権擁護の発信や市民意識の醸成の面で有効であると考えますが、市では現在保有する公共施設の適正な管理についてその存廃も含めて検討を行っているところであり、直ちにそうした施設の設置を検討することは困難です。世界連邦や平和活動に関する情報発信については、市内外に向けて積極的に推進していきます。
18	自治の章	4 健全な行財政運営と広域連携	第5次総合計画と比較すると、第5次総合計画では独立項目であった「計画的、効率的な行政運営」が、第6次総合計画では、基本計画「自治の章」中の1項目として、「健全な行財政運営と広域連携」となっており、その重要性が薄くなり、矮小化、後退を禁じ得ません。「計画的、効率的な行政運営」と「広域連携等」に分割し、「計画的、効率的な行政運営」は基本計画の柱のひとつとしていただきたい。	重要性を薄くする意図はなく、引き続き、健全な行財政運営に取り組むとともに、広域連携を推進します。
19	自治の章	4 健全な行財政運営と広域連携	「4 健全な行財政運営と広域連携」は、多岐にわたる施策が羅列されているものの、目標指標は2項目と少なくかつ目標値も低く、全体の目標とは考	一般的な財政指標等も数値として把握しておりますが、財源確保の観点から、ふるさと納税件数と企業版ふるさと納税件数を指標として選定しました。

			えづらい。	
20	自治の章	4 健全な行財政運営と広域連携	京都府や他市等と協議が必要な目標については綾部市の主体的かつ積極的な取組を期待する。	ご指摘いただいた内容は、ご意見として承ります。
21	自治の章	4 健全な行財政運営と広域連携	市民の高齢化等による社会保障費の漸増などに対処するため、組織の見直しはもとより職員（事務職現員）の計画削減を盛り込んでいただきたい。	「4健全な行財政運営と広域連携」の中で、効率的かつ効果的な行政運営を目標として、「③行政組織の効率化・職員の能力向上」を明記しており、社会情勢の変化に柔軟に対応していくこととしています。
22	自治の章	4 健全な行財政運営と広域連携	計画の総合評価の手法や事務事業評価結果に基づく事務事業の改善・廃止、職員の資質向上と事務の電子化等による組織定員の縮減合理化等々に言及していただきたい。	総合計画の総合評価については、毎年度、目標指標の達成状況を確認するとともに、各施策の実施内容を検証します。 過去（平成 28 年度まで）においては、行財政健全化の取組の一環として、事務事業評価を実施しておりましたが、現在は予算編成時に、これまでの取組を検証し、長期にわたり実施している事業については終期設定を行う事を検討するなど、ゼロベースからの見直しを図った上で予算化することに変えています。